

労働政策審議会 雇用環境・均等分科会（第74回）	資料 1 - 1
令和 6 年 10 月 21 日	

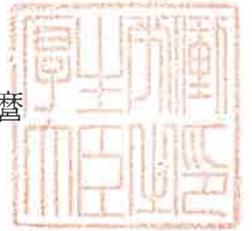
厚生労働省発雇均 1021 第 1 号

令和 6 年 10 月 21 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 福岡 資麿



別紙「次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 一般事業主行動計画の策定・変更の仕組みの見直し

一 次世代育成支援対策推進法（以下「法」という。）第十二条第一項に規定する一般事業主が、一般事業主行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、直近の事業年度における労働者の職業生活と家庭生活との両立に関する状況に関し、次に掲げる事項を把握しなければならないこととする。

1 その雇用する男性労働者であって配偶者が出産したものの数に対するその雇用する男性労働者であって育児休業等（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）第二条第一号に規定する育児休業及び育児・介護休業法第二十三条第二項又は第二十四条第一項の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置が講じられた場合の当該措置によりする休業をいう。以下同じ。）をしたものの数の割合又はその雇用する男性労働者であって配偶者が出産したものの数に対する、その雇用する男性労働者であって育児休業等をしたものの数及び小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性労働者を雇用する一般事業主が講ずる育児を目的とした休暇制度（育児休業等及び育児・介護休業法第十六条の二第一項に規定す

る子の看護等休暇を除く。以下「育児目的休暇制度」という。）を利用したものの数の合計数の割合

2 その雇用する労働者（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条第

一項に規定する短時間労働者を除く。第二の三及び第四の三において同じ。）一人当たりの各月ごと

の時間外労働及び休日労働の合計時間数等の労働時間（労働基準法第四十一条の二第一項の規定によ

り労働する労働者にあつては、同項第三号に規定する健康管理時間）の状況

二 一般事業主行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、一で把握した事項について、法第七条

第一項に規定する行動計画策定指針を踏まえ、適切な方法により分析しなければならないこととするこ

と。

三 法第十二条第一項に規定する一般事業主は、同条第二項第二号の目標を同条第三項の規定により定め

るに当たっては、一に掲げる事項に係る数値を用いて、それぞれ定量的に定めなければならないことと

すること。

第二 法第十三条の厚生労働省令で定める基準（くるみん）の見直し

一 男性の育児休業等の取得に係る基準の見直し

男性の育児休業等の取得に係る基準を1又は2のとおり引き上げること。また、計画期間（法第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画の計画期間をいう。以下同じ。）において、その雇用する男性労働者のうち育児休業等をしたもの又は小学校就学の始期に達するまでの子について育児目的休暇制度を利用したものがいない中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものという。以下同じ。）の基準を3のとおり引き上げること。

1 その雇用する男性労働者であつて計画期間において配偶者が出産したものの数に対するその雇用する男性労働者であつて当該計画期間において育児休業等をしたものの数の割合（以下「育児休業等をした男性労働者の割合」という。）が百分の三十以上であること。

2 その雇用する男性労働者であつて計画期間において配偶者が出産したものの数に対する、その雇用する男性労働者であつて当該計画期間において育児休業等をしたものの数及び小学校就学の始期に達するまでの子について育児目的休暇制度を利用した当該男性労働者の数の合計数の割合が百分の五十以上であること。

3 計画期間の開始前三年以内の日であつて中小事業主が定める日から当該計画期間の末日までの期

間を計画期間とみなした場合における当該計画期間において、育児休業等をした男性労働者の割合が百分の三十以上であること。

二 女性の育児休業等の取得に係る基準の見直し

女性の育児休業等の取得に係る基準に、その雇用する女性労働者のうち期間を定めて雇用される者であつて計画期間において出産したものの数に対するその雇用する女性労働者のうち期間を定めて雇用される者であつて当該計画期間において育児休業等をしたものの数の割合（以下「育児休業等をした女性有期雇用労働者の割合」という。）が百分の七十五以上であり、当該育児休業等をした女性有期雇用労働者の割合を厚生労働省のウェブサイトに公表していることを加えること。ただし、計画期間において育児休業等をした女性有期雇用労働者の割合が百分の七十五未満である中小事業主にあつては、当該計画期間の開始前三年以内の日であつて当該中小事業主が定める日から当該計画期間の末日までの期間を計画期間とみなした場合における育児休業等をした女性有期雇用労働者の割合とする（以下）。

三 働き方の見直しに係る基準の見直し

その雇用する労働者一人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数に係る基準を1又は2とすること。

1 その雇用する労働者一人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数が計画期間の終了日の属する事業年度（以下「計画期間終了事業年度」という。）に属する各月ごとに全て三十時間未満であること。

2 その雇用する労働者のうち二十五歳以上三十九歳以下の者一人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数が計画期間終了事業年度に属する各月ごとに全て四十五時間未満であること。

四 成果に関する具体的な目標を定めて措置を講じていることに係る基準の見直し

次のいずれかの措置について成果に関する具体的な目標を定めて講じていることを基準とすること。

1 男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸

2 年次有給休暇（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇をいう。以下同じ。）の取得の促進

3 短時間正社員（期間の定めのない労働契約を締結している労働者であつて、一週間の所定労働時間

が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、通常の労働者と同等の待遇を受けるものをいう。以下同じ。）の活用に関する措置、在宅勤務等（情報通信技術を活用した勤務を含む。第四の四の3において同じ。）その他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

五 三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者への措置に係る基準の削除

その雇用する三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者について、育児・介護休業法第二十四条第一項第三号の規定により、育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準じて講ずるよう努めなければならないものとされている必要な措置を講じていることに係る基準を削除すること。

第三 法第十三条の厚生労働省令で定める基準（トライくるみん）の見直し

一 男性の育児休業等の取得に係る基準の見直し

男性の育児休業等の取得に係る基準を1又は2のとおり引き上げること。また、計画期間において、その雇用する男性労働者のうち育児休業等をしたもの又は小学校就学の始期に達するまでの子について

育児目的休暇制度を利用したものがない中小事業主の基準を3のとおり引き上げること。

1 育児休業等をした男性労働者の割合が百分の十以上であること。

2 その雇用する男性労働者であつて計画期間において配偶者が出産したものの数に対する、その雇用する男性労働者であつて当該計画期間において育児休業等をしたものの数及び小学校就学の始期に達するまでの子について育児目的休暇制度を利用したものの数の合計数の割合が百分の二十以上であること。

3 計画期間の開始前三年以内の日であつて中小事業主が定める日から当該計画期間の末日までの期間を計画期間とみなした場合における当該計画期間において、育児休業等をした男性労働者の割合が百分の十以上であること。

二 女性の育児休業等の取得に係る基準の見直し

女性の育児休業等の取得に係る基準に、育児休業等をした女性有期雇用労働者の割合が百分の七十以上であることを加えること。ただし、計画期間において育児休業等をした女性有期雇用労働者の割合が百分の七十五未満である中小事業主にあつては、当該計画期間の開始前三年以内の日であつて

当該中小事業主が定める日から当該計画期間の末日までの期間を計画期間とみなした場合における育児休業等をした女性有期雇用労働者の割合とすること。

三 成果に関する具体的な目標を定めて措置を講じていることに係る基準の見直し

成果に関する具体的な目標を定めて措置を講じていることに係る基準について、第二の四と同様とすること。

四 三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者への措置に係る基準の削除

その雇用する三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者への措置に係る基準について、第二の五と同様とすること。

第四 法第十五条の二の厚生労働省令で定める基準（プラチナくるみん）の見直し

一 男性の育児休業等の取得に係る基準の見直し

男性の育児休業等の取得に係る基準を1又は2のとおり引き上げること。また、計画期間において、その雇用する男性労働者のうち育児休業等をしたもの又は小学校就学の始期に達するまでの子について育児目的休暇制度を利用したものがいない中小事業主の基準を3のとおり引き上げること。

1 育児休業等をした男性労働者の割合が百分の五十以上であること。

2 その雇用する男性労働者であつて計画期間において配偶者が出産したものの数に対する、その雇用する男性労働者であつて当該計画期間において育児休業等をしたものの数及び小学校就学の始期に達するまでの子について育児目的休暇制度を利用したものの数の合計数の割合が百分の七十以上であること。

3 計画期間の開始前三年以内の日であつて中小事業主が定める日から当該計画期間の末日までの期間を計画期間とみなした場合における育児休業等をした男性労働者の割合が百分の五十以上であること。

二 女性の育児休業等の取得に係る基準の見直し

女性の育児休業等の取得に係る基準について、第二の二と同様とすること。

三 働き方の見直しに係る基準の見直し

その雇用する労働者一人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数に係る基準について、第二の三と同様とすること。

四 成果に関する具体的な目標を定めて措置を実施したこと等に係る基準の見直し

次の全ての措置を講じ、かつ、1又は2のいずれかについて、成果に関する定量的な目標を定めて実施し、当該目標を達成したことを基準とすること。

1 男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸

2 年次有給休暇の取得の促進

3 短時間正社員の活用に関する措置、在宅勤務等その他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

五 能力向上又はキャリア形成の支援のための取組に係る計画の策定及び実施に係る基準の見直し

育児休業等をし、又は育児を行う労働者が、職業生活と家庭生活との両立を図りながら、その意欲を高め、かつその能力を発揮することで活躍できるような能力の向上又はキャリア形成の支援のための取組に係る計画を策定し、これを実施していることとする。

六 三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者への措置に係る基準の削除

その雇用する三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者への措置に係る基準につ

いて、第二の五と同様とすること。

第五 その他

一 この省令は、令和七年四月一日から施行すること。ただし、一部の規定は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年十月一日）から施行すること。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、その他所要の改正を行うこと。